

令和6年1月から 産前産後期間相当分（4か月分）の 国民健康保険税が軽減されます

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4か月）以上の出産が対象です。（早産、死産、流産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます。）
- 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。（届出期限の時効は5年間）

軽減内容

- 出産予定日または出産月の属する月の前月から4か月（以下、「産前産後期間」といいます。）相当分の所得割額と均等割額が保険税額から減額されます。

…産前産後期間

| | 3か月前 | 2か月前 | 1か月前 | 1か月後 | 2か月後 | 3か月後 |
|------|---------|------|---------|------|------|------|
| 単胎の方 | | | 出産(予定)月 | | | |
| 多胎の方 | 出産(予定)月 | | | | | |

※多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産月の3か月前から6か月相当分が減額されます。

※産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

※保険税賦課限度額に達している世帯については、軽減を適用しても保険税額が変わらない場合があります。

- 令和5年度においては、**産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間が対象となります。**

| 令和5年8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 令和6年1月 | 2月 |
|--------|----|-----|---------|-----|--------|----|
| | | | 出産(予定)月 | | | |

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 産前産後期間に係る保険税軽減届出書（保険年金課または町ホームページに様式があります。）
- ② 世帯主および出産される方のマイナンバーの分かるもの
- ③ 出産される方の国民健康保険証
- ④ 出産予定日や単胎妊娠、多胎妊娠の事実が分かるもの（母子健康手帳など）

※出産後に届出を行う場合、出産日および親子関係を明らかにする書類（戸籍謄(抄)本や出生届など）が必要な場合があります。

お問い合わせ先

内灘町役場 町民福祉部 保険年金課 TEL：076-286-6702